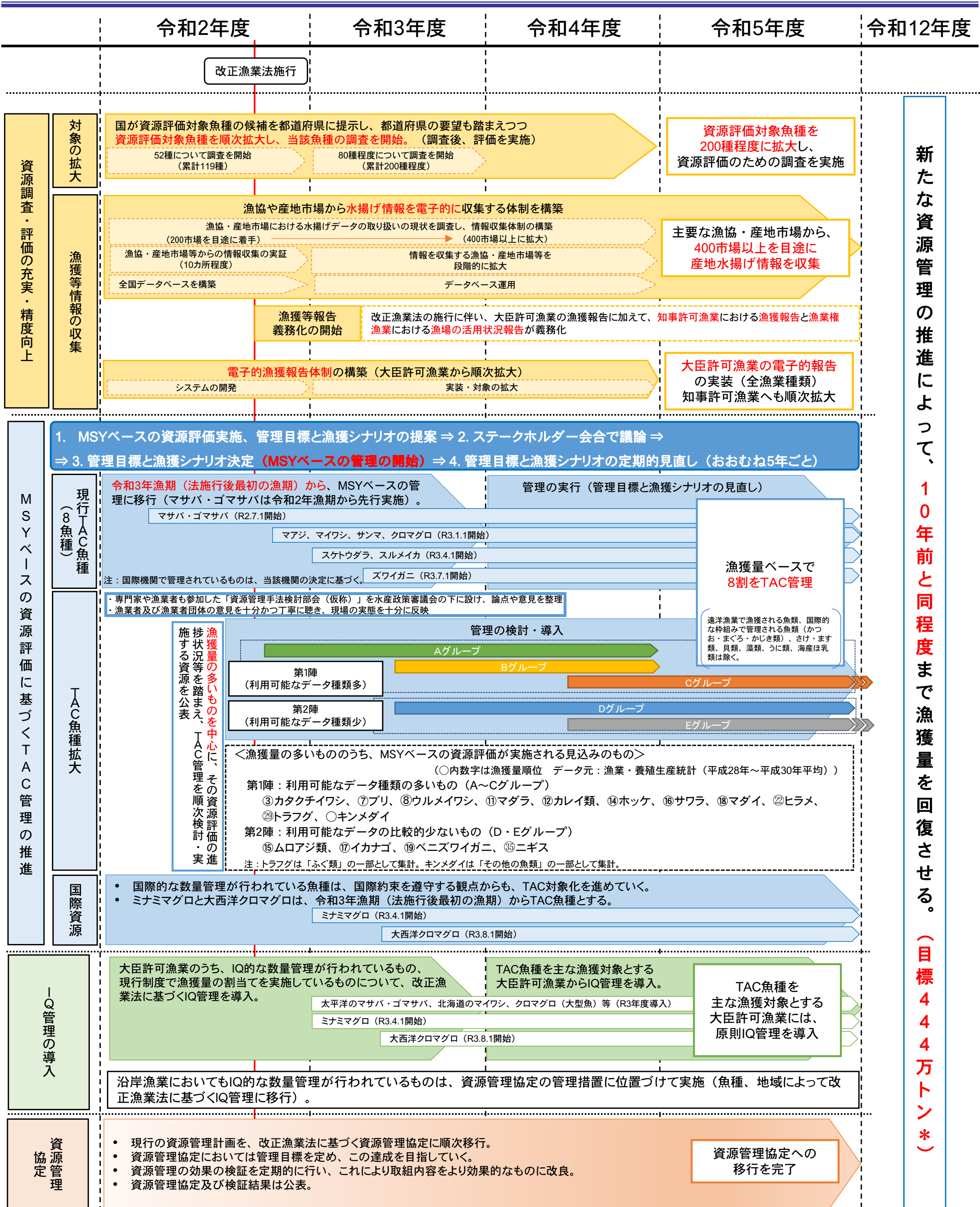


# 新たな資源管理の推進に向けたロードマップ



新たな資源管理の推進によって、10年前と同程度まで漁獲量を回復させる。(目標444万トン\*)

資源調査・評価の充実・精度向上

対象の拡大

国が資源評価対象魚種の候補を都道府県に提示し、都道府県の要望も踏まえつつ資源評価対象魚種を順次拡大し、当該魚種の調査を開始。(調査後、評価を実施)  
52種について調査を開始(累計119種) → 80種程度について調査を開始(累計200種程度)

資源評価対象魚種を200種程度に拡大し、資源評価のための調査を実施

漁獲等情報の収集

漁協や産地市場から水揚げ情報を電子的に収集する体制を構築  
漁協・産地市場における水揚げデータの取り扱いの現状を調査し、情報収集体制の構築(200市場を目標に着手) → (400市場以上に拡大)  
漁協・産地市場等からの情報収集の実証(10カ所程度) → 情報を収集する漁協・産地市場等を段階的に拡大  
全国データベース構築 → データベース運用

主要な漁協・産地市場から、400市場以上を目標に産地水揚げ情報を収集

漁獲等報告義務化の開始

改正漁業法の施行に伴い、大臣許可漁業の漁獲報告に加えて、知事許可漁業における漁獲報告と漁業権漁業における漁場の活用状況報告が義務化

電子的漁獲報告体制の構築(大臣許可漁業から順次拡大)  
システムの開発 → 実装・対象の拡大

大臣許可漁業の電子的報告の実装(全漁業種類)知事許可漁業へも順次拡大

MSYベースの資源評価に基づくTAC管理の推進

現行TAC魚種(8魚種)

1. MSYベースの資源評価実施、管理目標と漁獲シナリオの提案 → 2. ステークホルダー会合で議論 → 3. 管理目標と漁獲シナリオ決定(MSYベースの管理の開始) → 4. 管理目標と漁獲シナリオの定期的見直し(おおむね5年ごと)

令和3年漁期(法施行後最初の漁期)から、MSYベースの管理に移行(マサバ・ゴマサバは令和2年漁期から先行実施)。

管理の実行(管理目標と漁獲シナリオの見直し)

マサバ・ゴマサバ(R2.7.1開始)  
マアジ、マイワシ、サンマ、クロマグロ(R3.1.1開始)  
スケトウダラ、スルメイカ(R3.4.1開始)  
ズワイガニ(R3.7.1開始)

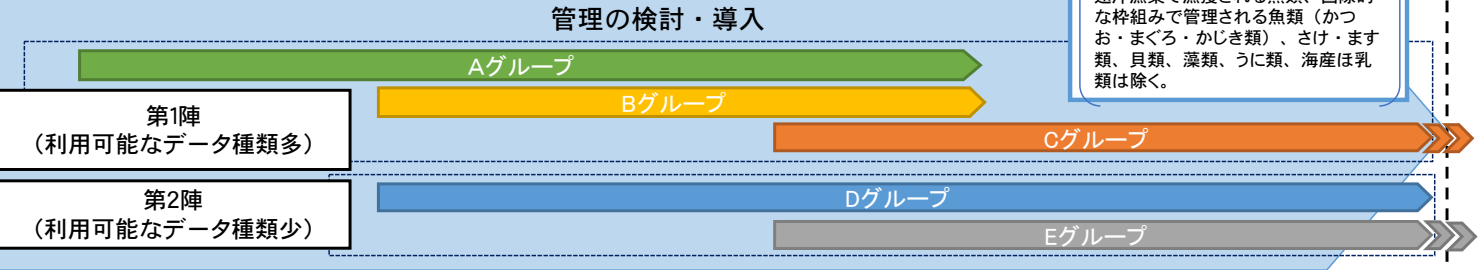
漁獲量ベースで8割をTAC管理

注: 国際機関で管理されているものは、当該機関の決定に基づく。  
・専門家や漁業者も参加した「資源管理手法検討部会(仮称)」を水産政策審議会の下に設け、論点や意見を整理  
・漁業者及び漁業者団体の意見を十分かつ丁寧に聴き、現場の実態を十分に反映

遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚類(かつお・まぐろ・かじき類)、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類は除く。

TAC魚種拡大

漁獲量の多いものを中心に、その資源評価の進捗状況等を踏まえ、TAC管理を順次検討・実施する資源を公表



<漁獲量の多いものうち、MSYベースの資源評価が実施される見込みのもの>  
(○内数字は漁獲量順位 データ元: 漁業・養殖生産統計(平成28年~平成30年平均))  
第1陣: 利用可能なデータ種類が多いもの(A~Cグループ)  
③カタクチイワシ、⑦ブリ、⑧ウルメイワシ、⑪マダラ、⑫カレイ類、⑭ホッケ、⑯サワラ、⑰マダイ、⑱ヒラメ、⑲トラフグ、⑳キンメダイ  
第2陣: 利用可能なデータの比較が少ないもの(D・Eグループ)  
⑳ムロアジ類、㉑イカナゴ、㉒ベニズワイガニ、㉓ニギス  
注: トラフグは「ふぐ類」の一部として集計。キンメダイは「その他の魚類」の一部として集計。

国際資源

・国際的な数量管理が行われている魚種は、国際約束を遵守する観点からも、TAC対象化を進めていく。  
・ミナミマグロと大西洋クロマグロは、令和3年漁期(法施行後最初の漁期)からTAC魚種とする。  
ミナミマグロ(R3.4.1開始)  
大西洋クロマグロ(R3.8.1開始)

IQ管理の導入

大臣許可漁業のうち、IQ的な数量管理が行われているもの、現行制度で漁獲量の割当てを実施しているものについて、改正漁業法に基づくIQ管理を導入。  
太平洋のマサバ・ゴマサバ、北海道のマイワシ、クロマグロ(大型魚)等(R3年度導入)  
ミナミマグロ(R3.4.1開始)  
大西洋クロマグロ(R3.8.1開始)

TAC魚種を主な漁獲対象とする大臣許可漁業からIQ管理を導入。  
TAC魚種を主な漁獲対象とする大臣許可漁業には、原則IQ管理を導入

沿岸漁業においてもIQ的な数量管理が行われているものは、資源管理協定の管理措置に位置づけて実施(魚種、地域によって改正漁業法に基づくIQ管理に移行)。

資源管理

・現行の資源管理計画を、改正漁業法に基づく資源管理協定に順次移行。  
・資源管理協定においては管理目標を定め、この達成を目指していく。  
・資源管理の効果の検証を定期的に行い、これにより取組内容をより効果的なものに改良。  
・資源管理協定及び検証結果は公表。

資源管理協定への移行を完了

新たな資源管理の推進にあたっては、関係する漁業者の理解と協力を得た上で進める。また、都道府県・関係機関との協力・連携の下に、スマート水産等関係施策の進捗を図りながら、効率的に進めることとする。

\*農林水産省・地域の活力創造本部(第28回)「農林水産政策改革の進捗状況」